

子育て世帯等の良質な住宅の取得を支援します！

港区子育て世帯等 住宅取得支援事業 補助金のご案内



補助額
10万円

子育て世帯や若年夫婦世帯が良質な住宅を取得し、
区に住み続けられるよう、住宅購入手続に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

詳しくは区HPをご覧ください

対象世帯	<ul style="list-style-type: none">子育て世帯（高校生年代以下の子どもがいる世帯）若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">次のいずれかに該当する住宅であること<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ZEH水準適合住宅<input type="checkbox"/> 長期優良住宅<input type="checkbox"/> 管理計画認定マンション<input type="checkbox"/> 予備認定マンション<input type="checkbox"/> 住宅性能評価取得住宅<input type="checkbox"/> こどもすくすく住宅耐震性を満たし、自己の居住用部分の床面積が50㎡以上であること
主な要件	<ul style="list-style-type: none">子育て世帯等が自ら居住する住宅であること子育て世帯等名義で住宅の建築又は購入の契約(※)をしていること ※令和6年12月6日以降に建築又は購入に係る契約をした住宅が対象建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日から1年以内であること 等

Wメリット

区の補助(10万円)と【フラット35】地域連携型の併用で、住宅取得費用が大きく軽減！！

- 【フラット35】地域連携型(子育て支援)の利用で、当初5年間金利引下げ 年▲0.5%
- 【フラット35】S・子育てプラス等も併用する方は、当初5年間金利引下げ 年▲0.75%~1.0%※

※ポイント数に応じて6年目以降の金利も引下げ対象になる場合があります。

詳しくは
こちら



区ホームページ

問合せ先

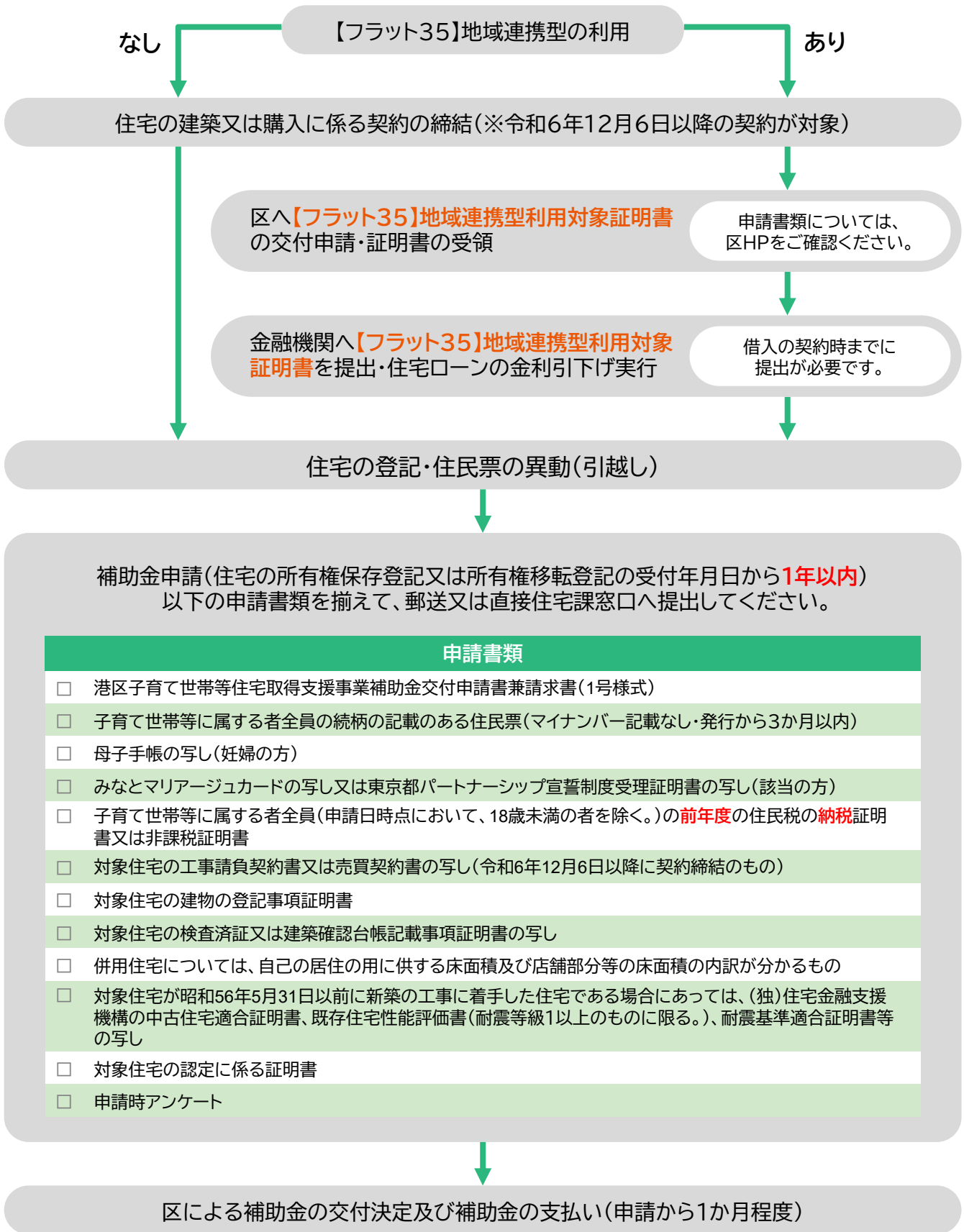
港区 街づくり支援部 住宅課(本庁舎6階)

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

☎03-3578-2459 (直通)



手続きの流れ



【フラット35】地域連携型について

本補助事業と【フラット35】の要件を満たす方は、【フラット35】地域連携型を利用できます。利用には、区が発行する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」が必要となりますので、住宅の建築又は購入の契約締結後、住宅ローンの借入れの契約前に、区に証明書の交付を申請してください。